- 1. 件 名:新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(東海第二(741))
- 2. 日 時: 平成30年3月7日 13時35分~14時40分
- 3. 場 所:原子力規制庁 8階A会議室
- 4. 出席者

原子力規制庁:

(新基準適合性審査チーム)

宮本管理官補佐、大塚安全審査官、穗藤保安規定係長

事業者:

日本原子力発電株式会社:発電管理室 副室長 他 4 名

5. 要旨

- (1)日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち、 「6条 外部からの衝撃による損傷の防止(凍結)」について、本日の提出資料に 基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。
 - 〇水戸地方気象台での観測記録 $(-12.7^{\circ}C)$ を設計基準値にするのであれば、 申請書に明示すること。
 - ○凍結防止対策について、屋内設備に対するものなのか屋外設備に対するものな のか明確にして提示すること。
 - 〇ほう酸水注入系の凍結防止対策について、建屋の換気空調設備の運転以外に酸析出防止ヒータにも期待するのであれば、設計方針に記載して提示すること。
 - 〇建屋内の凍結評価に関して、外気の流入が遮断されること、外壁の壁厚が確保 されていること及び建屋内の空間容積が大きいことにより、凍結の影響はない としていることについて、その根拠を明確に提示すること。
 - ○屋外配管内流体の凍結評価において、管内水の凍結割合が25%となるまでの時間を評価基準にしているが、一部の流体が凍結しても要求される流量機能が確保できるか整理して提示すること。又は、凍結割合を評価基準にするのではなく、凍結しない設計方針等を検討して提示すること。
- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。
- 6. その他

提出資料:

・東海第二発電所 外部からの衝撃による損傷の防止 (その他外部事象)